

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
9月2日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定（環境政策課）……………一

防府都市計画道路の変更（都市計画課）……………一

○公告

令和七年度後期実施技能検定試験の実施（産業人材課）……………一

○選管告示

政治団体の名称等……………五

政治団体の異動事項……………六

解散等に係る政治団体の名称等……………七

資金管理団体の名称等……………七

資金管理団体の異動事項……………七

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の廃止……………九

山口県告示第二百八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市野村南町四九七六の一部

二 特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画画道路三・三・二防府山口線

防府都市計画画道路三・三・五富海大道線

防府都市計画画道路三・四・二十六戎町迫戸線

二 変更の内容

区域の変更

（二五七）令和七年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和七年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和七年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

職 種	試 験 科 目
さ く 井	ロータリー式さく井工事
工 場 板 金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機 械 検 査	機械検査
シ ー ケ ン ス 制 御	シーケンス制御
自 動 販 売 機 調 整	自動販売機調整
空 気 圧 装 置 組 立 て	空気圧装置組立て
油 圧 装 置 調 整	油圧装置調整
農 業 機 械 整 備	農業機械整備
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷凍空気調和機器施工
婦 人 子 供 服 製 造	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製
和 裁	和服製作
石 材 施 工	石材加工

一 技能検定の実施職種及び試験の方法
(一) 実施職種
1 特級の技能検定
 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形
2 一級及び二級の技能検定
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	試 験 科 目
水 産 練 り 製 品 製 造	かまぼこ製品製造
建 築 大 工	大工工事
か わ ら ぶ き	かわらぶき
配 管	建築配管
型 枠 施 工	型枠工事
鉄 筋 施 工	鉄筋施工図作成 鉄筋組立て
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
防 水 施 工	塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事
自動ドア施工	自動ドア施工
ガラス施工	ガラス工事
機械・プラント製図	機械製図CAD
電 気 製 図	配電盤・制御盤製図
金 属 材 料 試 験	組織試験
塗 装	鋼橋塗装

3 三級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

二 試験の期日

(一) 試験の方法

(二) 試験の期日

機 械 加 工	機 械 検 査	シ ー ケ ン ス 制 御	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	和 裁	家 具 製 作	建 築 大 工	か わ ら ぶ き	配 管	型 枠 施 工	鉄 筋 施 工	機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	電 気 製 図
普通旋盤	機械検査	シーケンス制御	冷凍空気調和機器施工	和服製作	家具手加工	大工工事	かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋組立て	機械製図C A D	配電盤・制御盤製図

4 単一等級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	試 験 科 目
電子回路接続	電子回路接続

(一) 実技試験

令和七年十二月五日（金曜日）から令和八年二月十五日（日曜日）までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

2 一級及び二級の技能検定

職 種	実 施 期 日
製造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	令和八年二月一日（日曜日）

機械検査 シーケンス制御 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験

令和八年二月二十五日（日曜日）

さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 石材施工 水産練り製品製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図

令和八年二月一日（日曜日）

空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 自動ドア施工 電気製図 塗装

令和八年二月八日（日曜日）

3 三級の技能検定

職 種	実 施 期 日
シーケンス制御 配管 型枠施工	令和八年二月二十五日（日曜日）
冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和八年二月一日（日曜日）
機械加工 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図	令和八年二月八日（日曜日）

4 単一等級の技能検定

職 種	実 施 期 日

電子回路接続

令和八年二月八日
(日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。

(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

令和七年十月二日（木曜日）から同月十五日（水曜日）まで（郵送の場合は、十月十五日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五一）
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

四

職

種

手数料

鋳造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形

一万八千二百円

2 一級及び二級の技能検定

職

種

手数料

和裁 機械・プラント製図 電気製図

一万三千三百円

機械検査 婦人子供服製造

一万五千百円

さく井 工場板金 シーケンス制御 自動販売機調整 空気圧装置組立て 装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 建築大工 かわらぶき 油圧型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カートンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装

二万八千二百円

3 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和七年四月一日現在において二十

三歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者（以下「在留資格者」という。）を除く。）である場合）

職

種

手数料

機械加工 機械検査 シーケンス制御 冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図

二千九百円

4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和七年四月一日現在において二十三歳以上の者である場合）

職

種

手数料

和裁 機械・プラント製図 電気製図

四千四百円

機械検査

五千円

機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万五千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	四十三百円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	六千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	六千円
機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万三千三百円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	八千八百円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万六千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万三千三百円
機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万五千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	九千二百円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	六千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	四十三百円
機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万三千三百円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	八千八百円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万六千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万三千三百円
機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	一万五千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	九千二百円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	六千円	機械検査	機械・プラント製図 電気製図	職 種	手数料	四十三百円

5 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和七年四月一日現在において二十三歳未満の雇用保険被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四條第一項に規定する被保険者（実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。以下同じ。）（在留資格者を除く。）である場合）

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和七年四月一日現在において二十三歳未満の者であつて、雇用保険被保険者以外の者（在留資格者を除く。）である場合）

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和七年四月一日現在において二十三歳以上の者である場合）

機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわ	一万八千二百円
--------------------------------------	---------

8 単一等級の技能検定

職 種	手数料
電子回路接続	一万八千二百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和七年十一月二十八日（金曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

（一）合格者の発表は、令和八年三月十三日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県産業労働部産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

（二）受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。

十一 その他

- （一）受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- （二）技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三―九二二―八六四六）にすること。



山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年九月二日

山口県選挙管理委員会公告

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項 （以上の市町村 の区域等を単位 として設けられ た政党（自由民 主党）の支部）	備考 （届出 年月日）
自由民主党山口 県防府市第二支 部	牛見 航	濱村三枝子	防府市駅南町/4番26号		令和7、 6、12
あきもと真一後 援会	穂本 真一	向井紀実代	山陽小野田市港町 8 番 3号		” ” 27
河村よしろう後 援会	上野 省一	荒川 宗敏	山口市佐山3303の 2		” 7、24
坂本けいぞう後 援会	坂本 啓三	坂本 啓三	玖珂郡和木町関ヶ浜 / 丁目4番/3ー8号		” ” 14
しばたすみ子後 援会	柴田寿美子	柴田 明	萩市大字福井下855の /		” ” 16
市民党うべ	山下 則芳	内田 容子	宇部市新天町 / 丁目 3 番 7号		” ” 14
下田ひろか後援 会	下田 洋香	藤山 光洋	萩市大字川島82		” ” 28
とくらたかこ後 援会	姫野 敦子	西村 正広	周南市梅園町 2 丁目3/ /		” 5、22
夏草フオーラム	”	稲田由紀美	”		” ” ”
ふくば正後援会	河野 浩	寺田 伸二	萩市大井/743の /		” 6、6
山口泉後援会	山口 泉	山口 芳充	” 大字土原383の38		” 7、18
脇本なおみ後援 会	脇本 直美	脇本 直也	山陽小野田市大字鴨庄 /59の 9		” 5、14

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和七年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

政治団体の名称	代表者の 氏 名	異動事項	異 動 内 容		備考 （異動 年月日）
			新	旧	
国民民主党山口県参議院選 挙区第1総支部	関谷 拓馬	事 務 所	山口市下小鱈 2106	山口市朝田 1681	令和7、 5、20
参政党山口第2支部	片山 俊彦	会計責任者	八代啓太郎	玉野 信恵	” ” 30
自由民主党鹿野支部	坂本 心次	事 務 所	周南市大字鹿 野上3142	周南市大字鹿 野上2980の12	” 6、14
		会計責任者	貞本 昌也	福本 信子	
自由民主党下関支部	西本健治郎	代 表 者	西本健治郎	平岡 望	” ” 20
自由民主党秋芳支部	中本 喜弘	事 務 所	美祢市秋芳町 嘉万978	美祢市秋芳町 嘉万5030	” 7、13
		代 表 者	中本 喜弘	安富 法明	
		会計責任者	下井 克己	中本 千春	
自由民主党豊浦支部	高瀬 利也	”	林 透	戸澤 昭夫	” 6、21
自由民主党山口県支部連合 会	林 芳正	代 表 者	林 芳正	新谷 和彦	” ” /
		会計責任者	友広 巖	山手 康弘	
立憲民主党山口県総支部連 合会	平岡 秀夫	”	秋山 賢治	酒本 哲也	” 4、7
立憲民主党山口県第3区総 支部	”	”	秋本 秀雄	”	” 5、1
伊藤かずき後援会	山本 伸雄	”	木村 克己	松村 和明	” ” 12
岡村隆後援会	岡村 英子	代 表 者	岡村 英子	西山 厚生	” 7、18
さかもと哲也後援会	酒本 哲也	事 務 所	下関市豊前田 町2丁目5番 3ー301号	下関市上田中 町4丁目/番 6号	” 5、17
竹岡昌治後援会	手嶋 悦治	代 表 者	手嶋 悦治	中嶋 公男	” 6、4
谷村まもる後援会	谷村 守	事 務 所	長門市三隅上 3822の1	長門市三隅中 1617の1	” 5、2

谷村善彦後援会	慶明 文久	会計責任者	谷村ツタ子	付田 定	〃 〃 21
地域ラジオ地方草声	安河内淳朗	名 称	地域ラジオ地方草声	地域政党 地方草声	〃 6、15
夏草会	戸倉多香子	国會議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に属する国会議員関係政治団体の区分	国會議員関係政治団体以外の政治団体	〃 5、23
		代表者である公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員	—	
		公職の候補者の氏名	戸倉多香子	—	
		推薦又は支持に係る公職に係る公職の種類	参議院議員	—	
平岡望後援会	平岡 望	事 務 所	下関市宝町 / 番6号	下関市武久西原台 / 番1号	〃 6、17
山口県行政書士政治連盟	杉山久美子	会計責任者	松岡 巧	吉井 和敬	〃 〃 10
山口県歯科衛生士連盟	今田千恵美	事 務 所	美祢市大嶺町東分2916の1	光市千坊台3丁目7番10号	〃 〃 1
		代 表 者	今田千恵美	橋本みゆき	
山口県ビルメンテナンス政治連盟	松山 邦彦	会計責任者	前田 英高	岡田 時秀	〃 7、〃
わきもと直美後援会	脇本 直美	名 称	わきもと直美後援会	脇本なおみ後援会	〃 5、28

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長

黒 瀬 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県下関市第六支部	平岡 望	田中 智子	下関市宝町 / 番6号	令和7、6、17
とくらたかこ後援会	炭村 信義	西村 正広	周南市梅園町2丁目31	〃 5、16
やないの未来	細川 裕司	下村 渉	柳井市東土手13番33号	〃 〃 1

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長

黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金	管 理	団 体	備考 (指定年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
脇本 直美	山陽小野田市議会議員	脇本なおみ後援会	山陽小野田市大字鴨庄159の9	脇本 直美	令和7、5、14

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和七年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長

黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容	備考 (動年月日)
			新 旧	
酒本 哲也	さかもと哲也後援会	事 務 所	下関市豊前田町2丁目5番3-301号 下関市上田中町4丁目1番6号	令和7、5、17
戸倉多香子	夏草会	公 職 の 種 類	参議院議員 山口県議会議員	〃 〃 23

安河内淳朗	地域ラジオ地方草声	名	地域ラジオ地方草声	地域政党	地
脇本 直美	わきもと直美後援会	〃	わきもと直美後援会	脇本なおみ後援会	〃
					6、15
					5、28

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成七年山口県選挙管理委員会告示第三十七号）は、廃止する。

令和七年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

令和七年九月二日印刷
令和七年九月二日発行

発行人所

山口県知事庁